

令和 2 年

総務産経常任委員会会議録

令和 2 年 12 月 15 日

田上町議会

令和2年第8回定例会
総務産経常任委員会会議録

- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和2年12月15日 午前8時59分
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 3番 | 藤田直一君 | 10番 | 松原良彦君 |
| 4番 | 渡邊勝衛君 | 11番 | 池井豊君 |
| 5番 | 小嶋謙一君 | 13番 | 関根一義君 |
| 8番 | 椿一春君 | | |
- 4 委員外出席議員
- 議長 熊倉正治君
- 5 欠席委員
- なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|------|------|-----------------|------|
| 町 長 | 佐野恒雄 | 地域整備課長 | 時田雅之 |
| 副町長 | 吉澤深雪 | 産業振興課長
補佐 | 近藤拓哉 |
| 総務課長 | 鈴木和弘 | 農業委員会
事務局長補佐 | 宮嶋敏明 |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 渡辺 明
- 書記 中野祥子
- 8 傍聴人
- 三條新聞社 議会議員 品田政敏
- 9 本日の会議に付した事件
- 議案第56号 田上町議会議員及び田上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 議案第58号 田上町入湯税条例等の一部改正について
- 議案第59号 令和2年度田上町一般会計補正予算（第10号）議定について中
第1表 歳入
第1表 歳出の内

2 款 総務費（1 項、5 項）

5 款 労働費

6 款 農林水産業費

7 款 商工費

8 款 土木費

議案第 6 0 号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）議定について

議案第 6 5 号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第 4 号）議定について

午前8時59分 開 会

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 皆さん、おはようございます。少し定刻にはまだ早いようですけれども、皆さんおそろいですので、これから総務産経常任委員会付託審査を開始したいと思います。

ようやく窓の外を眺めたとおりに、白いものが降りてきまして、師走らしくなりました。その反面、昨日のニュースでは、また国のほうでG o T o トラベルの28日から来月11日までですか、中断ということで、その業界、田上町旅館協同組合等ですけれども、なかなかその影響がまた心配されるところであります。報道の中では、対応が遅いとかいろいろ問題がありますが、その業界の皆さんにとっては死活問題になるような、非常に心配されるところであります。

本日の審査は5件であります。ひとつ皆さんよろしく審査をほどをお願いいたします。

なお、今日の傍聴につきましては、品田議員から傍聴の申請がありまして、許可しています。報道では、三條新聞社よりの傍聴を許可しております。

町長から挨拶、ひとつお願いいたします。

町長（佐野恒雄君） それでは、改めましておはようございます。

今委員長からもお話がありましたように、朝起きたら一面真っ白になっておりました。降るだろうとは思ってはあったのですけれども、割と積雪があったのにびっくりをしているところであります。去年が、もう全く昨シーズン、雪のない状況でありましたので、今シーズンはちょっと早い雪の襲来に何となく気持ちの悪さというのですか、嫌な感じを受けております。今年は、ラニーニャ現象とかといって、相当強い寒波が予想されておるようであります。せめて年内は雪のない状況で過ごしたいなと思っておるのであります。それこそ今シーズン、除雪の出動、大雪にならないでほしいなと心から願う、そんな状況でございます。

今日は、総務産経常任委員会ということで5件の付託議案が上程されております。よろしくひとつご審議のほどお願い申し上げまして、簡単ですけれども、挨拶にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました案件は、議案第56号 田上町議会議員及び田上

町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、議案第58号 田上町入湯税条例等の一部改正について、議案第59号 令和2年度田上町一般会計補正予算（第10号）議定について中、第1表、歳入、第1表、歳出のうち、2款総務費（1項、5項）、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、議案第60号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定について、議案第65号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第4号）議定についての5件であります。

これより議事に入ります。

議案第56号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、改めておはようございます。

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。議案第56号 田上町議会議員及び田上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定でございます。こちらの内容につきましては、先般開催をさせていただきました、議会の全員協議会においても説明をさせていただいたところでございますが、今回公職選挙法の改正を踏まえまして、町議会議員及び町長の選挙における選挙運動費用の一部を公費で負担するというところで、今回この条例の制定をお願いするものでございますので、お願いをいたします。

それでは、2ページ目、条例でございます。まず、第1条、趣旨でございますが、今ほど申し上げました公職選挙法の改正に伴いまして、田上町議会議員及び町長の選挙に関係する特に自動車の使用、それからビラ、ポスターということで、公費負担に関し、必要な事項を定めるという内容になっておりますし、第2条につきましては、こちらは選挙運動用自動車の使用の公費負担の部分でございます。6万4,500円を限度額ということで、期間については届出のあった日から当該選挙ということで5日間という形になっております。

第3条におきましては、契約を締結をしていただいて、町の選挙管理委員会の定める書式に基づいて提出をお願いするという内容でございます。

それから、第4条、2ページめくっていただきますが、こちらにつきましては、支払いにつきましては3ページでございますが、町のほうから直接委託契約先のほうに払うという内容になっております。

それから、第1号の関係につきましては、選挙自動車の関係でございますが、こちらについてはハイヤー方式を使用した場合の項目が書かれておりまして、こちら

が6万4,500円という形になっております。

それから、第2号でございますが、こちらは個別の契約になります。まず、アでございますが、これは車の借入れでございます。こちらにつきましては、1万5,800円を限度額という形になっております。イは、燃料代でございます。これについては1日7,560円。それからウでございますが、これは運転手の雇用ということでございまして、4ページのところにありますが、日額が1万2,500円という形になっております。

第5条につきましても、これは契約の指定ということで、同一でハイヤーあるいは個別をいずれかを締結した場合につきましては、どちらか一方ということで、こちらについては候補者のほうが指定をするという形になっております。

それから、第6条でございますが、こちらは今度はビラの作成の公費負担という形になっております。こちらにつきましては、第8条のところでありますとおりに、枚数の範囲につきましては、町長選挙の場合は5,000枚、議会議員選挙の場合は1,600枚という形になっております。それらにつきましては、金額につきましては、その2つぐらい上にあります7円51銭という形で枚数当たりの単価が定められているところでございます。

それから、第9条でございます。今度は、ポスターの作成の公費負担でございますが、こちらにつきましても5ページに行っていただくと、第11条のところに公費負担の金額の考え方を載せてございます。公職選挙法の施行令によりますと、525.06円掛けるポスターの掲示場の数ということで田上町では57枚、それに加える額ということで、今回町では5万7,800円という金額を加えるという金額に指定をさせていただいて、ポスターの掲示場で割る、そうすると1枚当たりが1,540円という形になっております。この辺は前回の全員協議会でもご説明させていただきました。前回の町議の選挙なり等を勘案いたしまして、ポスターについては1枚当たり1,540円を基本ということで、公職選挙法の施行令に逆に割り返すみたいな形で今回加える金額につきましては、5万7,800円という形で定めさせていただいたといった内容でございますので、お願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第56号に対する質疑は終了します。

続いて、議案第58号 田上町入湯税条例等の一部改正について執行の説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君） 続きます。議案書の8ページお願いいたします。議案第58号 田上町入湯税条例等の一部改正でございます。こちらにつきましては、今回地方税法の一部改正に伴いまして、一部字句の修正等がございまして、関係する5つの条例を今回改正をお願いするものでございますので、お願いいたします。

説明につきましては、新旧対照表のほうで説明をさせていただきたいと思いますので、10ページの次の資料ナンバー6をお願いをいたしたいと思います。まず、第1条の関係につきましては、田上町入湯税条例の一部改正でございます。こちらにつきましては、旧のところの第2条のところ、「特例基準割合」ということで表記があるのですが、今回の改正に伴いまして、この名称が「延滞金特例基準割合」という形で名称が変わったと。内容的には全く変わっていないのですけれども、その辺の字句が変わったという内容でございまして、めくっていただきまして資料ナンバー7、田上町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例につきましても第3条の2の「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、資料ナンバー8の田上町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例につきましても同様に字句の改正をお願いするものでございます。

めくっていただきまして、資料ナンバー9、田上町介護保険条例の一部を改正する条例につきましても同様でございます。

最後の資料ナンバー10、田上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましても同様に字句の修正をお願いするといった内容でございます。

説明は以上でございます。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 説明が終わりました。

ただいまの説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第58号に対する質疑は終了します。

次に、議案第59号 令和2年度田上町一般会計補正予算（第10号）議定について執行の説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、議案書11ページお願いいたします。議案第59号 令和2年度田上町一般会計補正予算（第10号）でございます。歳入歳出それぞれ3,291万2,000円の追加をお願いし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億8,763万4,000円とする内容でございます。

それでは、歳入のほうをお願いをいたします。議案書の17ページからになります。15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金734万9,000円の補正をお願いするものでございます。1節の社会福祉費負担金604万6,000円でございます。障害者自立支援等諸費ということで、こちらについては施設のサービス利用者層の増ということで、歳出のほうで1,200万円ということで見込んでおります。これに対する国の負担が2分の1ということで、600万円の追加をお願いするものでございます。

2節児童福祉費負担金130万3,000円でございます。こちらにつきましては、広域入所に関係する国の負担でございまして、今現在2名増という形でございます。その関係で基準額2分の1を受け入れるものでございます。

15款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金249万2,000円でございます。こちらにつきましては、戸籍とマイナンバーを連携させるということで、既に戸籍システムのほうは以前システム改修が必要だということで予算の計上をお願いしてあったのですが、今回ようやく今度は町の住基システムの今後連携が必要になるということで、そのシステムの改修が必要になるということで今回計上をお願いするもので、これは10分の10補助金を受け入れるという内容でございます。

3目衛生費国庫補助金160万6,000円でございます。こちらは、高齢者等PCR検査助成事業費補助金、こちらにつきましても先般の全員協議会のほうでも説明をさせていただきました。65歳以上、それから基礎疾患を有する方につきましては、それぞれ自己負担2,000円ということで、それらの経費、全体で250件程度見込んでいるわけですが、その2分の1を受け入れるといった内容でございます。

16款県支出金、1項1目民生費県負担金317万2,000円でございます。こちらについては1節の社会福祉費負担金、こちらにつきましても先ほどの国庫負担金同様でございます。障害者自立支援等諸費、こちらについては4分の1の受入れ、2節の児童福祉費負担金55万2,000円については、広域入所の関係の4分の1の受入れをするものでございます。

それから、18ページ、16款2項5目農林水産業費県補助金99万3,000円でございます。こちらにつきましては、経営転換協力金ということで、今回4名分でございますが、こちらも10分の10の受入れという形でございます。

19款繰入金、1項特別会計繰入金、1目国民健康保険特別会計繰入金、それから4目介護保険特別会計繰入金、こちらにつきましてはそれぞれ令和元年度の精算に伴いまして、特別会計からの繰入れをお願いするものでございます。

20款繰越金、1項1目繰越金817万6,000円、今回財源ということで繰越金のほう

を充てさせていただきます。この補正後になります。保留額としては約2,380万円ほどになるという見込みでございます。

めくっていただきまして、19ページになります。21款諸収入、5項雑入、3目過年度収入112万2,000円でございます。今回子どものための教育・保育給付費の国庫負担金、県費負担金、それから県費補助金ということで、それぞれ受入れをするわけでございますが、これらにつきましては令和元年度、昨年の実績に伴いまして追加を受けるといった内容でございますので、お願いいたします。

引き続きまして、歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、今回共済費の関係、それぞれの科目で出てまいります。こちらにつきましては、先般人事院勧告の11月の臨時議会でもご説明をさせていただきましたが、本来そちらの場合は共済費が減額になるということだったのですが、共済費も年間の報酬等確定することによって率なり金額が変わると、それからそれぞれの率の見直し、介護保険だとか厚生年金の率とかが変わるという関係がありまして、場合によっては12月議会でも補正をさせていただきたいということで説明をさせていただきましたが、今回そういう部分でそれぞれの科目に共済費の関係が出てくる部分がございますので、お願いしたいと思っております。それ以外といたしましては、社会保障・税番号制度システム整備事業ということで、先ほど説明をさせていただきました歳入のほうで、戸籍のシステムと町の住基システムの連携を行うためにシステム改修が必要になるということで、今回249万3,000円の補正をお願いするものでございます。

それから、めくっていただきまして21ページになります。2款総務費、5項統計調査費、1目統計調査総務費2万4,000円でございますが、先ほど申し上げましたように、共済組合の関係、率等の改定に伴いまして不足額が見込まれることで、今回追加の補正をお願いするものでございます。

総務課の関係は以上でございます。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） おはようございます。産業振興課の近藤です。よろしくお願いたします。

では、私のほうからは議案書の25ページのほうを御覧ください。ご説明いたします。5款の労働費からになります。5款労働費、1項労働費、1目労働諸費ということで、今回10節の39万円、こちらのほうを増額のほうをお願いするものでございます。右のほうの説明欄のほうを御覧ください。こちら39万円の内訳ということで、それぞれ記載ございますけれども、消耗品費で9万円、印刷製本費で30万円となり

ます。こちらにつきましては、来年度4月から乗り合いでの公共交通、新たな公共交通の導入に向けてそれぞれ準備として、まず消耗品費につきましては、タクシー車両を使わせてもらいますので、そこに貼るマグネットシートの分ということでこちら9万円になりますし、あとその下の印刷製本費の30万円につきましては、4月から行う前に世帯の皆様への配布あるいは各施設等に置かせてもらうチラシ等の作成の費用ということで、こちら30万円のほうを計上をさせていただいてございます。

農業委員会事務局長補佐（宮嶋敏明君）　続きまして、同じく25ページであります、先に農業委員会事業の関係についてご説明させていただきたいと思えます。

6款農林水産業費、1項1目農業委員会費であります、4節の共済費を2万7,000円の増額をお願いするものであります。内容につきましては、共済組合負担率の改定と標準報酬額等の改定等に伴い、職員2人分の共済費の増額をお願いするものであります。

農業委員会費につきましては以上となります。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君）　その下になりますけれども、3目の農業振興費です。こちらのほう30万円の増額で、職員手当等の増額のほうをお願いしたいものでございます。職員手当の中で時間外勤務手当ということで、今年獣被害が出たりしておりますので、予算のほう不足のほうが見込まれますので、今回補正のほうを30万円、超勤手当のほうをお願いしたいという部分になります。

その下、4目の水田農業構造改革対策事業費になります。こちらにつきましては、先ほど歳入のほうで説明のほうございましたけれども、99万3,000円、こちら同額のほうを計上させていただいて、該当される4名の方への給付、交付のほうに充てたいというふうを考えてございます。

次になりますけれども、26ページ、その次のページを御覧ください。7款商工費です。商工費のほうの1項商工費、1目商工総務費、こちらのほうは合計で22万8,000円の増額をお願いするものです。内訳のほうは、3節職員手当等、4節の共済費の2つでございまして、職員手当のほうにつきましては、説明欄右のほうを御覧いただきたいのですが、扶養手当、児童手当、こちらそれぞれ該当者のほうの異動がございましたので、こちら増額のほうをお願いしたいものでございまして、共済費のほうにつきましては、先ほど年金あるいは介護等の率の見直し等がございましたので、そちらのほうをお願いしたいと思います。

すみません、先ほど労働費の部分、公共交通の関係でご説明する際に一緒にご説明すればよかったのですが、今日当日配付ということで、今お手元にホチキス止め

で配らせていただいた資料、当日配付資料ということでこちらを御覧ください。今回4月から導入するというので今準備を進めているところでございます。今回こちらの2枚とじになっておりますけれども、始めるに当たりまして、身近な公共交通としてご理解を皆様にご依頼のと併せて愛称、またマスコットのほう、キャラクターのほうを募集したいということで、今準備のほうを進めています。こちらのほう趣旨のほうから記載ございますが、募集の期間としては今月の最後の週ぐらいから来月の22日まで、日程のほうは、こちら1月の終わりに取りまとめをした後に公共交通会議で委員の方にお諮りした中で作品のほうを決定し、その後最終決定通知のほうをしていきたいというふうに考えています。中ほど、応募される資格ですけれども、こちら町内の方に限らず、広く募集のほうをしたいというふうに考えています。例えば田上に関係するような内容であれば、それはもうどなたでもぜひ応募のほうをしてもらえればというふうに考えています。応募の方法等、こちら記載ございますけれども、個人でされる場合、あるいはグループでされる場合、あるいは中学生、あるいは小学生の方がされる場合、いろいろ想定はされるのですが、この応募方法の中で今現在考えています。

すみません、裏面のほうを御覧ください。1枚後ろのほうをめくっていただきまして、こちらのほうは作品に関する著作権等について、今段階考えられる部分、記載ございます。当然個人情報の考え方だったり、作品の権利のほうは、こちらのほうに帰属する云々ということがこちら書いてございます。あと中ほど、下になりますけれども、湯っ多里館の入館券のほう、こちらのほうを副賞として準備したいというふうに考えています。

また、次のページになりますけれども、こちらはまだ案という形になっておりますけれども、このような用紙を用いて愛称とキャラクターのほうをそれぞれ募集したいと思います。なお、愛称とキャラクター、それぞれ両方応募するというのも可能ですし、どちらか1つだけ、愛称だけ出していただくということもできますので、こちらのほうの用紙を使っていきたいと思っておりますし、あわせて冬休み、学校のほう忙しいとは思いますが、できましたら教育委員会を通じて小学校、例えば高学年、そちらのほうにこちらの募集をお願いできないかということで、今内々で話のほうをさせていただいているところでございます。このようなことしながら、個別に公共交通導入に向けての説明ということで、各種団体等のところにも今出向き始めておりますので、引き続きこちらのほうにつきましても準備のほうを進めていきたいと思っております。

すみません、長くなりましたが、よろしく願いいたします。

地域整備課長（時田雅之君） 改めまして、おはようございます。

それでは、議案書26ページ、一番下段になります。地域整備課の関係になりますけれども、8款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費10万9,000円の補正をお願いするものでございます。説明欄のほうを御覧ください。道路橋梁総務事業ということで、3節職員手当等4万6,000円。こちら扶養手当になりますが、課員の中で家族を1名扶養をつけたことによりまして、不足分の手当を補正をお願いするものでございます。

続いて、4節共済費6万3,000円、こちら先ほど来ご説明ありましたように、標準報酬月額等の変更によるものでございます。

ページはぐっていただきまして、27ページを御覧ください。3項都市計画費、3目下水道対策費3万2,000円の補正をお願いするものでございます。説明欄のほうを御覧ください。こちら下水道対策事業ということで、27節繰入金で3万2,000円。こちらの説明につきましては、下水道事業特別会計のほうで説明のほうをさせていただきます。

説明は以上になります。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ただいま説明が終わりました。

説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第59号につきまして質疑を終了いたします。

次に、議案第60号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定について執行の説明を求めます。

地域整備課長（時田雅之君） それでは、議案書29ページのほうを御覧ください。議案第60号 令和2年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第3号）になります。歳入歳出予算の総額に対しまして、それぞれ3万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8億6,998万9,000円といたすものでございます。

それでは、内容につきましてご説明させていただきますが、議案書のほう、34ページのほうをお開きください。まず、歳入のほうになります。4款繰入金、1項繰入金、1目繰入金3万2,000円の補正をお願いするものでございます。説明欄のほうを御覧ください。こちらこの後出てくる歳出の関係の歳入ということで、一般会計からの繰入金になります。

続いて、35ページのほうを御覧ください。歳出になります。1款総務費、1項総

務管理費、1目一般管理費2万4,000円の補正をお願いするものでございます。説明欄のほうを御覧ください。下水道事業、4節の共済費2万4,000円。こちら一般会計同様、標準報酬月額等の変更によるもので、増額をお願いするものでございます。

それと、2款下水道費、1項下水道事業費、1目下水道事業費8,000円の補正をお願いするものでございます。説明欄のほうを御覧ください。こちらにつきましても公共下水道事業（特環：汚水）の分につきまして、職員の共済組合負担金として5万円の追加、それと公共下水道事業、今度雨水のほうになりますが、こちらにつきましても職員の共済組合負担金の関係で4万2,000円の減額をお願いするものでございます。

説明は以上になります。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ただいま説明が終わりました。

説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第60号に対する質疑は終了します。

最後に、議案第65号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第4号）議定について説明をお願いいたします。

地域整備課長（時田雅之君） 続きまして、議案書69ページのほうを御覧ください。議案第65号 令和2年度田上町水道事業会計補正予算（第4号）になります。こちらにつきましては、資本的支出既決予定額に対しまして1万4,000円の追加をお願いするものでございます。内容につきましては、一般会計同様、共済組合負担金の標準報酬月額等の変更によるものでございます。

第3条に記載してありますが、予算第6条に定めた経費の金額の変更ということで、こちら議会の議決を得なければ流用することのできない経費、人件費の関係になりますが、職員給与費、こちらも同額1万4,000円の増額をお願いするものでございます。

それでは、内容につきまして、次ページ、70ページのほうを御覧ください。資本的支出のほうになりますが、1款資本的支出、1項建設改良費、10目事務費1万4,000円の補正をお願いするものでございます。5節法定福利費2万4,000円の増額をお願いするものでございますが、こちらにつきましては共済組合の負担金の増ということで標準報酬月額の変更等によるものでございます。

その下、11節法定福利費引当金繰入額1万円の減額をお願いするものでございます。こちらにつきましては、法定福利費、共済組合負担金の費用の計上ということ

になるのですけれども、負担金のほうは増えるのですが、こちらのほうは1万円の減額ということで、標準報酬月額につきましては、当初予算では給与の金額から標準報酬月額を算定しております。実際決定するときは超過勤務手当等、加算された金額に対して標準報酬月額が決定されるものであって、一応こちらの法定福利費のほうでは1万円の減額ということで、分かりにくいのですが、それぞれ補正をお願いするものでございます。

説明は以上であります。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 説明が終わりました。

ただいま説明ありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第65号に対する質疑は終了します。

これより討論及び採決を行います。

最初に、議案第56号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

ご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第56号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり決定しました。

続いて、議案第58号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

ご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第58号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり決定しました。

議案第59号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

ご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第59号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案

のとおり決定しました。

続いて、議案第60号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

ご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第60号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり決定しました。

最後に、議案第65号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

ご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第65号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり決定しました。

これをもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、最後に執行から事務報告ということで1件ありますので、お願いいたします。

地域整備課長（時田雅之君） では、委員会終了後、貴重なお時間をいただきまして、大変ありがとうございます。私のほうから報告ということで、今日当日配付資料、一部お手元のほうに配らせていただきました。内容につきましては、町道坂田・湯川2号線、上野地内になりますが、町道脇の民地の石垣の崩落がありましたので、それらにつきましてご報告のほうをさせていただきたいと思っております。

それでは、資料1ページ目のほうを御覧ください。こちら当地域整備課の職員の対応、それから応急処置等の時系列をまとめたものになりますが、上のほうから説明させていただきます。おととい12月13日日曜日になります。午前10時頃、役場のほうに上野地区の住民の方から石垣が崩落しているということで連絡のほうを受けました。たまたまうちの課の職員1名勤務しておりまして、すぐ課員が連絡を受けたのですけれども、その連絡を受けて、1人で行くとあれなので、1名課員招集しまして、現場のほうに10時20分頃、地域整備課の職員2名、現場着ということで確認をさせていただきました。

状況は次のページ、写真を掲載させていただいておりますが、上の2枚のほうが

応急処置前の現場着の当時の写真になります。こちら場所につきましては、ご存じかと思うのですけれども、国道から上野公民館のほうに入っていくまして、突き当たりを左に曲がったところ、通称造坂と言われる箇所なのですけれども、その民地の石垣がこの写真のとおり幅約3.5メートル、高さ約4メートル、この分の石垣が崩落したということで、現場のほうを確認させていただきました。

1 ページ目に戻っていただきまして、この状況を確認した後、崩落がこれ以上広がらないようにということで、町内業者に連絡しまして、応急処置のほうを施させていただきました。トンパック4袋、それと雨水がしみ込まないようにということで、法面のほうにブルーシート2枚をかけまして養生のほうを実施しました。崩落現場の前後、それぞれバリケードによりまして、車両を一旦止め、所有者の方へ同時に連絡のほうを取っております。私、外出しております、課員のほうから連絡を受けてすぐさま向かったのですが、私が現着したのが大体11時20分頃になります。現場の状況を課員から説明を受けて状況を確認し、副町長のほうへ状況報告させていただきました。同時に、私現場到着した同時刻頃に、所有者の方も現場のほうに来ていただいているところであります。

応急処置のほうをしながら、地域整備課の中で話をしていた中で、次の日、月曜日だったものですので、まず学校の関係、ここが通学路ということで子どもたちが通行していることもありましたので、まず教育委員会の事務局長のほうへ一報のほうを連絡させていただきました。詳しい対応については、また後ほど連絡させていただくということで、一旦連絡それで終わったのですが、昼過ぎに副町長のほう、現場のほうに来ていただきまして、改めて状況確認をしていただいたところでございます。1時半頃に先ほどの応急処置が作業終了しまして、同時に教育委員会の事務局長へ改めて通行止めの連絡と、あと崩落がまた広がりそうだということもありましたので、学校、それから児童生徒への通行禁止していただきたい旨の連絡をお願いしたいということで、改めてこちらのほうからご依頼させていただいております。2時頃に職員、一旦帰庁しまして、加茂警察署、それから加茂地域消防のほうへ通行止めの連絡をさせていただきました。同時にホームページのほうへ通行止めのお知らせのほうを掲載しております。もう既にこの時点で山田の区長、それから上野の区長、それぞれ情報をもう把握していらっしゃるしまして、状況のほうを十分承知していただいていたところなのですが、上野の区長がお出かけになっていて連絡が取れなかったもので、私のほうで夕方再度連絡させていただきました。

一連の状況を報告した後に、今回こちらの道路、延長で約60メートルちょっとに

なるのですけれども、長期間の交通止めが予想されるということで、緊急的に全戸配布の日ではないのですが、12月14日、昨日全戸配布によりまして、地区の住民の方へそれぞれ周知させていただきたいということでお願い申し上げまして、準備のほうをさせていただいております。昨日、12月14日月曜日、午前9時頃に上野地区、全戸配布のほうをご依頼させていただく旨の話はさせていただいたのですが、その前後の川ノ下地区、それから山田地区のほうにも同様に緊急的な全戸配布のご依頼をさせていただいて、こちらの交通止めのほうを周知させていただきたいということで区長に承諾を受けまして、夕方までにはこちらのお知らせの全戸配布の資料をお届けしているところでございます。あわせて、ここの地区以外にもお通りになる方がいらっしゃると思いますので、登録の一斉メールによって、こちらの区間がしばらくの間通行止めになりますということで、それぞれ周知のほうをさせていただいているところでございます。

こちらの石垣なのですけれども、以前から上野地区の区長、それから地元議員等からご相談受けておりまして、私のほうから先月のうちに所有者の方へ石垣の崩落防止のほうを何とか手だてができないかということでお話のほうをさせていただいたところなんです。結果的に施す前に崩落してしまったわけなのですけれども、13日の日に所有者の方から現場に来ていただいた際、お話を伺いましたら、春先にこちらの石垣を崩落防止の工事をしようかということで、今業者のほうにご依頼しているということでお話を伺っておりました。まだ決定ではないのですが、具体的にどのような形を考えていらっしゃいますかということでお伺いしたのですけれども、2枚目の写真御覧いただきたいのですけれども、左の上の写真御覧いただきますと、一番分かりがいいのですが、石垣が上のほうに行くに従って町道側に反っているとか、せり出しているような形になっています。ここにご存じな方もいらっしゃるかと思いますが、すごく大きなケヤキが1本ありまして、そのケヤキの木を切ったことによって、この根っこが腐ってしまって、石垣の裏がすが空いた状態になっております。そこに雨水がしみ込んだり、また通る車両等の振動によって、石垣が徐々にかみ合わせが悪くなり、今回の崩落につながったのではないかなと私は思っているのですが、所有者の方につきましては、この石垣を全部取ろうということで今お考えになっているそうです。詳しい図面とか、また費用とかにつきましてはご報告もありませんし、そこまでの業者との話合いもまだ済んでいないと思いますので、これから私のほうで所有者の方と十分協議させていただいた上で、なるべく早めに安全に通行できるようお話を重ねていきたいなと考えております。

これ大きな仕事になるかと思えます。費用のほうもかなり持ち出しが所有者の方、お願いしなければならないと思うのですけれども、9月の補正で中店地内の傾斜地崩落の関係で補助金の補正をお願いさせていただきました。今後の所有者の方との話合いにもよりますが、申請が上がれば、時期はまだ今定かではございませんけれども、そちらの補助金につきまして手当のほうを申請があればさせていただきたいなど、こちらのほうでは考えております。

一連の概要についてのご報告につきましては以上になります。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ただいま報告終わりました。

これは報告でありますので……二、三どうぞ。

4番（渡邊勝衛君） 改めまして、おはようございます。

13日の日は、非常に気温が上がらないというような状態の中で地域整備課の3名の方、大変ご苦労さまでございました。それで、現場ですけれども、以前から先ほど時田課長から話がありましたように、一部崩落が進み、防護ネットによって石垣を止めているというような状態になっていたわけですが、やはり最悪な状態になったわけでございます。

それで、上野地区のほうから継続ということで要望されて、順番も1番ということで何とかしてほしいという話があったわけでございます。ちょうど私もその日の13日ですか、10時12分頃、中沢区長のほうから携帯に連絡が入ってきました。先ほど時田課長から話がありましたように、県内の温泉に孫と一緒にいるから何とかそこに行ってくださいということで、私は現地に行きました。その中におきまして、やはり1回最初見たときに、これは危ないのだなというような状態が分かりました。特に9月頃から石垣の石が動き始めているのではないかなというような話があったわけですが、今後の対応も大変かと思えますけれども、よろしくお願ひしたいと思えます。今までの町の対応等は聞きましたけれども、その日メールでは皆さんのほうに配信されたわけですが、防災無線のほうが発信されなかったということなのですから、なぜ今回防災無線は使用しなかったか。当然検討はされたかと思えますけれども、注意喚起を考えれば、やはり発信したほうがいいのではなかったかと思えます。そこからはどういう状態なのか。

地域整備課長（時田雅之君） こちらの周知につきましては、防災無線の利用は考えておりませんでした。といいますのは、町内全域にわたるような大きな通行止め、そういった状況であれば十分防災無線を利用して町民の方々に周知する必要もあ

ろうかと思えますけれども、限定的な箇所ということで応急処置のほうもさせていただき、安全確保もしたという中でありましたので、該当地区、それから前後の川ノ下、山田地区のほうへ周知することによって、安全対策のほうはできるなという判断で防災行政無線のほうは使いませんでした。

4番（渡邊勝衛君） 今ほど防災無線の周知はしなかったと言われたわけでございますけれども、当然その前に熊とかイノシシの関係で話があって、防災無線を使用していただけでございますけれども、やはり注意喚起を考えれば、町民の方には周知したほうがいいのではないかと思います。例えばメール配信も全ての方に行くわけはありません。当然まだ防災無線も最後まで工事が終わっていないかと思えますけれども、皆さんのほうに何とか周知してもらうために、けがのないようにしていただくためには必要かと思えますので、また今後よく考えていただきたいと思えます。

総務産経常任副委員長（藤田直一君） ここは、通行止めというお話、今時田課長から伺いましたが、全面通行止めではなく、ただの通行止め、歩行者は通れるという、私昨日も見てきました。全面通行止めではないのですよね。バイクとか自転車は行かれるように、一応みんな空いていたので、その辺そういうふうに配慮しているのかなと、私はそう思ってきたのだけれども、全面通行止めなのか、それとも単車とか歩行者は左側のほうを通れる、それぐらいの配慮はしてあるのか、その辺聞かせてください。

地域整備課長（時田雅之君） 全面通行止めです。

総務産経常任副委員長（藤田直一君） では、全面通行止めならば、入れないように、それはするべきだ。今のやつは単管でやっていますから単車も全部入れるのです。下手すれば、軽トラックも入ろうと思えば行けないことはないのです。だから、もし全面通行止めだというのであれば、両サイドを全面通行止めだという表示は私やるべきだと思う。そうではないと、皆さんあれ通行します。もし通行させるのであれば、この左側のブロックが大丈夫なのでしょうけれども、しっかりと確認をしておかなければならぬだろうし、全面通行止めだということであれば、その辺はご判断に任せるとして入れないようにするべきだと思う。

以上でございます。

地域整備課長（時田雅之君） ありがとうございます。こちらの通行止めに関しまして、看板のほうを今作成中です。それと、まるっきり出入りできないような措置を取ることが一番いいかとは思いますが、万が一災害、それから緊急車両等の通行をこちらのほうを使わなければというような状況があると悪いので、一応前

後につきましてはバリケードによる防護を行っております。チラシにつきましては、一応全面通行止めということで各地区のほうには周知のほうをさせていただいております。写真の下段の左側、コーンを置きまして、一見この写真でいう左側のほうに歩行者が通行できるような見え方をされるかもしれませんが、一応全面通行止めということで処置のほうをさせていただきたいと思っています。

総務産経常任副委員長（藤田直一君） 今の話聞いているとグレーですよ。だから、それは要は緊急車両であっても、万が一何かが通行しているときに起これば全面通行止めではなくなるので、その辺はしっかりと、私は役場として安全第一でということであれば全面通行止めをして、歩行者が入らないということを私は徹底したほうがいいのではないかなと。それはどかして入っていくのはそれは別としまして、その辺は私はしっかりとした考えで通行止めしておいたほうがいいと思います。そうではなくても、皆さん通りたいと思うのです。いや、大丈夫だろうという人は人間ですからいます。ただ、その辺は明確に全面通行止め、立入禁止、それは上下やって、それでも不可抗力で入る人、いないとも限らないのです。それはそれでしょうがないとしても、その辺はどうかしっかりと示しをしてもらえればというふうに思います。

地域整備課長（時田雅之君） 分かりました。では、看板等につきましても十分注意しながらバリケードのほうをしていきたいと思っています。

11番（池井 豊君） これどう捉えたら、どういう意図でこの報告を今出されているのかが私知りたいのですけれども、このお題目には民地の石垣崩壊についてというふうな形で、民間の敷地の中で崩れたのだから民が勝手に直せよというような、でも道路にかかったから一応議会に報告しておこうかという感じにも取れるのだけれども、これ多分後で、さっきの話だと公費が入っていくという形になろうかと思うのです。その場合は、これは、だから土砂崩れみたいな災害として捉えておく必要があるのではないかと思うのですけれども、これはあくまでも民間の、これはこれではなくて普通の家で平垣が倒れたみたいなのと一緒なのだよというふうな捉え方でいいのか、それともこれは雨が降ったりなんかすると、土砂崩れみたいな形で災害級のものなのだよという捉え方なのか、そこら辺どういうふうに捉えているのかお聞かせください。

地域整備課長（時田雅之君） 実際は、崩落した関係については、災害による崩落とは私のほうではそういう認識はしておりません。ただ、こちらについては町道の中でも主要な町道になりますし、また子どもたちも通る通学路になります。そういった

上で、今回通行止めをさせていただいたという、このご報告は皆様のほうにしておいたほうがいいのかなということで、今回の報告をさせていただいたところになります。

11番（池井 豊君） 非常に雪降って気になったのですけれども、産業振興課のテントがあるよね。冬になったら、雪降ったらテント外すという話ししていたのだけれども、このテントを外すの判断というのは誰がするのか、どんなタイミングでするのか。これ今日はあれだけれども、明日、あさって、また雪降りますよ。雪に弱いから取り外すと言っていたのに、これ潰れたら今度誰がそれを負担するのだという話なのだけれども、どのタイミングで、どの業者が、誰が判断してやるのか聞かせてください。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 今ほどの池井委員のご質問ですが、雪当然降っておりますし、今やんでおりますけれども、段取りとしては撤去する段取りで業者のほうに今お願いをしているところでございます。日程のほうは、早ければ今週中にといいふうに思っているのですが、ただその間当然雪は積もりますので、今やれることとして、今テントが4つつながっているのですけれども、その4つつながっている部分、あそこの中また取れる形になっているので、最低限あそこだけでも取ってあげると、大分雪がもう少し降っても耐えられるというふう聞いていますし、あとこの後届く範囲なのですけれども、脚立等を使って上がって、下ろせるところは下ろしながら何とかしのごうかなというところではありますけれども、すみません、後手みたいになっておりますけれども、この後着手する予定でございます。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ないようですので、ではこれを持ちまして本日の審査は全て終了いたしました。

大変ご苦労さまでした。

以上、閉会といたします。

午前10時06分 閉会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和2年12月15日

総務産経常任委員長 小 嶋 謙 一